

## 軍事的安全保障研究の取扱いに係る基本方針

平成 30 年 9 月 14 日役員会決定

名古屋大学は「自由闊達な学風の下、人間と社会と自然に関する研究と教育を通じて、人類の幸福に貢献する」ことを使命とし、「構成員の自律性と自発性に基づく探求を常に支援し、学問研究の自由を保障する」ことを名古屋大学学術憲章で定め、大学運営の基本方針として、これまで長年にわたって世界の平和と人類の福祉に寄与する研究を推進してきた。

日本学術会議は、1950 年及び 1967 年の自らの声明を継承し、2017 年 3 月に「軍事的安全保障研究に関する声明」を決定した。声明、及び付随する「報告 軍事的安全保障研究について」では、軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる分野の研究を「軍事的安全保障研究」と呼び、そこには、ア) 軍事利用を直接に研究目的とする研究、イ) 研究資金の出所が軍事関連機関である研究、ウ) 研究成果が軍事的に利用される可能性がある研究、等が含まれるとした。その上で、大学等は、国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負うため、学術の健全な発展という見地から、これら軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究の適切性を審査する制度を設けるべきであるとした。

本学では、「教育基本法の精神にのっとり、学術文化の中心として広く知識を授け、専門学芸の各分野にわたり、深く、かつ総合的に研究するとともに、完全なる人格の育成と文化の創造を期し、民主的、文化的な国家及び社会の形成を通じて、世界の平和と人類の福祉に寄与すること」（名古屋大学通則第 1 条）を目的としていることから、軍事的利用を目的とする研究は行わない。また、研究者は、研究成果が自らの意図に反して軍事目的に転用され、使用される可能性もあることを認識して研究活動を行うべきである。以上を踏まえて、軍事的安全保障研究について以下の基本方針に従って取り扱う。

### 記

- (1) 「世界の平和と人類の福祉に寄与する」という名古屋大学通則第 1 条の趣旨に照らし、軍事的利用を目的とする研究は行わない。
- (2) 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関から資金の提供を受けて行う研究は行わない。ただし、人道上の目的による研究であることが明白であり、かつ、研究成果の公開性が担保されていることが明らかな場合であって、その他別に定める基準により、学内に設ける審査委員会（以下「委員会」という。）の審査で認められた場合はこの限りでない。
- (3) 前記(2)の他、財源の出所を問わず本学で行うすべての研究についても、研究成果が軍事的に利用される可能性が高い研究を行おうとするときは、名古屋大学通則第 1 条及び名古屋大学学術憲章の趣旨に適合するかどうかについて委員会による審査を受けなければならない。